

高崎経済大学地域科学研究所規程

平成26年度
規程第129号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学基本規則（平成23年度規程3号）第28条の規定に基づき、高崎経済大学地域科学研究所（以下「研究所」という。）の組織、事業及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究所は、社会科学・人文科学を基礎とする共同学術研究を推進するとともに、高崎市をはじめ地域における諸課題を研究し、広く交流することを通して地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(副所長及び所員)

第3条 研究所に所長のほか副所長及び所員を置く。

- 2 副所長は、所員の中から所長が指名し、教育研究審議会の同意を得て、学長が任命する。
- 3 所員は、高崎経済大学の専任教員のうちから所長が選考し、教育研究審議会の同意を得て、学長が任命する。

(研究員)

第4条 研究所に研究員を置くことができる。

- 2 前項に規定する研究員は次の各号に定める者とする。
 - (1) 専属研究員
 - (2) 名誉研究員
 - (3) 特定研究員
 - (4) 研究協力員

- 3 この規程に定めるもののほか、研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(所掌事項)

第5条 第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会科学・人文科学を基礎とする共同学術研究
- (2) 地域における諸課題の研究

- (3) 地域との連携交流
 - (4) 研究成果の発表
 - (5) 研究会、講演会、研修等、知の還元活動
 - (6) 図書及び資料の収集、整理
 - (7) その他研究所の目的を達成するために必要な事業
- (職務)

第6条 所長は、学長の命を受け、所務を掌理する。

2 副所長は、所長の命を受け、所長を補佐する。

3 所員及び研究員は、第2条に規定する目的を達成するため、研究、調査に従事する。

(所員会議)

第7条 研究所に所員会議を置く。

2 所員会議は、所長、副所長、所員をもって組織し、第5条に規定する事業について審議する。

3 所員会議は、所長が招集し、議長となる。ただし、所長に事故あるときは、副所長が代理する。

4 所員会議は、所員の過半数の出席により成立する。ただし、書面により、他の構成員を受任者とした委任状を提出した場合は、出席したものとみなす。

5 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決する。

(庶務)

第8条 研究所の庶務は、研究グループ研究支援チームにおいて処理する。

(委任)

第9条 研究所の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、所員会議で審議し、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。